

# 令和8年度 Instagram 埼玉県公式アカウント運用サポート業務委託仕様書（案）

## 1 委託業務名

令和8年度 Instagram 埼玉県公式アカウント運用サポート業務

## 2 委託業務の目的

本業務は、委託者（以下、「県」という。）が主に若年層（34歳以下）をターゲットとして実施する Instagram での県政や本県の魅力等の情報発信（以下、「県事業」という。）について、受託者が専門的な知見を用いて運用の分析や助言等を行うことにより、埼玉県公式アカウント（@saitama\_pref\_official、以下同）のフォロワー数やインプレッション数を安定的に増加させること等を通じ、県事業の効果をより高めることを目的とする。

## 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 委託内容

### （1）共通項目

- ・ 本業務の目的を達成するため、Instagram 埼玉県公式アカウントにおける投稿内容等に対しての的確な助言や支援を行うこと。
- ・ 受託者は、県と綿密に連絡調整しながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないよう必要な人員を配置すること。
- ・ さらなる若年層のフォロワー獲得を達成するために、Instagram のアルゴリズムやトレンドを考慮し、日々変化する時流に合ったアカウントに成長させる等のサポートをおこなうこと。
- ・ 独自に提案した企画については、委託者と相談の上、誠実に実施すること。

### （2）Instagram 埼玉県公式アカウント運用のサポート

#### ①企画案・投稿案への助言

- ・ 県が行う投稿は概ね以下のとおりとする。

##### 【回数】

- ・ フィード・リール：週2回程度（うちリールは月2回程度）
- ・ ストーリーズ：週4～5回程度（新規投稿のリポストを含む）

##### 【内容】

主に県広報紙「彩の国だより」または県政広報テレビ番組「いまドキッ！埼玉」で取り扱ったテーマから選定する。

#### ア 企画案への助言

- ・ 受託者は県と毎月企画会議を行い、投稿の企画案について助言すること。
- ・ 企画案への助言にあたっては、ターゲット層において投稿数の多いハッシュタグ、テーマやデザインのトレンドを調査するなど、多くの閲覧が見込めるようにすること。

#### イ 投稿案への助言

- ・ 県が作成した投稿案について、若年層の閲覧数がより増えるよう、隨時助言を行う。

- ・この他、隨時フォロワー数やエンゲージメント数、インプレッション数を増やすための工夫を提案すること。
- ウ 県の業務負担軽減に係る助言
  - ・県事業の効果を上げつつも、県の業務負担軽減につながる提案をすること。
- エ その他
  - ・常時Instagramのアルゴリズムやトレンドを把握し、適宜県へ助言や提案を行うこと。

#### ②投稿の分析と月次報告

- ・受託者は県の投稿について、フォロワーの属性やインプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数等を分析し、投稿による効果を検証すること。
- ・検証結果については月単位で取りまとめ、原則として翌月の10日までに前月投稿分の実績を報告し、翌月以降の投稿の参考となるよう助言すること。
- ・月次報告の他、県からの求めがあるときや、受託者が特に必要性があると認められる場合は、隨時分析結果の報告やそれに基づく助言等を行うこと。

#### ③業務運営体制

- ・本業務の実施にあたっては、実績のあるインスタグラマー等、SNS等に知見を有する専門家等が必要に応じてデジタル広報全般に対して支援できる体制を提供すること。
- ・必要に応じてデザイナー、イラストレーター等、投稿に関するデザイン等に関しても、支援できる体制を提供すること。

#### ④実施結果報告書（最終）

- ・受託者は、県へ業務完了報告書を提出する際に、これに併せてInstagram埼玉県公式アカウント運用の具体的な内容及び成果、効果検証及び今後の課題等について記載した最終的な実施結果をまとめ、報告書を作成し提出すること。

### （3）その他必要と思われる支援（なりすましの発生等危機管理対応など）

## 5 成果品等の権利

委託業務により写真撮影やイラスト作成などをした場合の成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りでない。受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

## 6 留意事項

詳細は、委託契約時に定めるものとする。

### （1）第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### （2）委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

### （3）個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 県への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物」という。)が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(7) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の加工を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

## 7 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく県と協議して定めるものとする。